

## 2月20日に金沢市職員を対象とした政党機関紙購読・勧誘調査実施に対して7団体で抗議しました

私たち7団体（文書の最後に団体名記載）は、2月20日付地元紙で「金沢市政党機関紙調査を開始」の報道を知り、緊急に山野市長宛の下記抗議文を送付しました。この調査は、12月議会での自民党市議と市長の赤旗の勧誘を攻撃する質疑を契機にしていますが、政治的意図を感じる危険性を含めて憲法と民主主義に関わる看過できない問題であり、共産党の問題ではなく市民全体の問題だと考えています。

調査実施への抗議にとどまらず、こうした動向を許さない市民運動を広げていくことなど、今後の取り組みについて検討を進めていきたいと考えています。

---

金沢市長 山野 之義 様

### 金沢市庁舎における政党機関紙購読調査の実施に強く抗議します

新聞報道によれば、金沢市は課長補佐級以上の一般職 667 人を対象に、政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査を開始した。

この調査は、憲法が保障する「市議会議員の庁舎内での政治活動の自由」と「市職員の思想及び良心の自由」にかかわる重大な問題であり強く抗議します。

貴市長は、調査結果を受けて政党機関紙の購読勧誘に当たって公務の中立性・公平性を保つための配慮を求める文書を、3月末に市議会議長に提出する方針だと報じられている。

市職員が政党機関紙を購読するかしないかは本人の自由であり、強制も制限もされるものではありません。また市職員が任意に政党機関紙を購読して、ある種の情報を入手し、それを職務に活かすことは最大限に尊重されるべきであって、なんら批判されるようなことではありません。

そもそも「行政の中立性」とは、「すべての住民に対し公平・中立」の立場で行政にたずさわることであって、職員が個人的な考え方や特定の思想・信条を持つてはならないということではありません。

「各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会を持つことは、そのものが個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理

を真に実行あるものたらしめるためにも必要であって、このような情報に接し、これを摂取する自由は、右規定(憲法 21 条一項)の趣旨、目的から、いわばその派生的原理として当然に導かれるところである。」(最大判平成元年 3 月 8 日)との判断も示されています。

3 項目の調査では、「購読勧誘を受けた際に心理的圧力を感じたか」との設問があるがきわめて問題がある。市議会議員の購読勧誘に圧力を感じて購読してはいけませんが、自由意志で購読するのはよい、といったことを公権力が決めて、そのどちらか、ということ問い質すのは、思想の自由の侵害となり、これは特定の価値判断の権力による押しつけでもあります。思想の自由には沈黙の自由が含まれ、公権力が心の中を推知しようとすることは許されず、事実上の強制、心理的な強制となるものです。

憲法による思想・良心の自由の保障は、少数者の思想・良心の自由を保護するところに本質的意味があります。「思想・良心」の内容には、世界観・人生観・主義といった「高尚」なものに限らず、憲法 19 条は、人の心の中をのぞくことを禁じており、人の内心活動一般を保障するものです。

また、業務に支障がなく日常的に行われている各種物品販売と同様のものとみなし市庁舎等管理規則を持ち出すのは論外といえる。

したがって、市職員を対象に政党機関紙の購読に関する調査を行うことは、思想及び良心の自由を正面から侵害するものであり許されるものではありません。

私たちは、憲法と民主主義に照らして違憲・違法な職員への業務命令や調査が行われたことに抗議するとともに、市民本位の市政を行うべき市が市職員を調査により巻き込み、政治的な意図をも感じさせる行為は絶対に許されない。

以上

2019年2月20日

市民本位の金沢市政をつくる会  
新日本婦人の会石川県本部  
石川県労働組合総連合  
石川憲法会議  
石川県民主医療機関連合会  
平和・民主主義・革新の日本をめざす石川の会  
憲法を生かす新しい県政をつくる石川県民の会